

議 会 資 料	議案第 78 号
教 育 総 務 課	

志摩市奨学基金条例の一部を改正する条例について

1. 条例を改正する理由

現在、志摩市では奨学金貸与事業として、経済的理由により修学困難な学生に対し、将来社会に有用な人材を育成することを目的として奨学金を貸与しています。この事業の原資である志摩市奨学基金の1億8,500万円のうち1億円を、このたび新たに制定する給付型奨学金である志摩市進学応援金の基金に移行するため、本条例の一部を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

○(基金の額) (第2条)

奨学基金の額を1億8,500万円から8,500万円に改正します。

3. 改正による効果等

奨学基金を有効活用し、経済的理由により進学困難な者に学資を給付することで、志摩市における教育の均等を図り、将来社会に有用な人材を育成することができます。

志摩市奨学基金条例(平成24年志摩市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（基金の額） 第2条 基金の額は、<u>1億8,500万円</u>とする。 2・3 （略）	（基金の額） 第2条 基金の額は、<u>8,500万円</u>とする。 2・3 （略）